

財政用語の説明

★ 会 計 ★

一般会計	地方公共団体の行政運営の基本的な経費を網羅した会計。
特別会計	特定の事業を行うため、一般会計とは経理を別にする会計。豊川市では、豊川西部土地区画整理事業を始め10事業（平成31年4月1日現在）。
企業会計	特定の事業を行うため、独立採算制を原則として一般会計とは経理を別にし、地方公営企業法の全部又は一部が適用される会計。豊川市では、水道事業、下水道事業及び病院事業の3事業（平成31年4月1日現在）。
普通会計	個々の地方公共団体ごとに各会計の範囲が異なっている等のため、地方財政の統計上統一的に用いられる会計区分。

★ 歳 入 ★

自主財源・・・地方公共団体が自主的に収入することができる財源

市税	市が課税主体となる税。豊川市では、市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、特別土地保有税、入湯税、都市計画税が該当。
分担金及び負担金	事業やサービスの受益者から徴収するもの。
使用料及び手数料	市の施設の利用、使用の対価として徴収する使用料や特定の役務（証明、許可など）に対する手数料など。
財産収入	市の財産に係る貸付、交換又は売払いなどによって生じる収入。
寄附金	寄附行為による収入。
繰入金	他の会計や基金などから繰り入れる収入。
繰越金	前年度決算の余剰金を持ち越したもの。
諸収入	預金利子、雑入など。

依存財源・・・国、県により交付又は割り当てられる財源

地方譲与税	国税として徴収され、一部を除き一律的に地方公共団体に配分される税。
利子割交付金	県が収納した利子等の一部を、一定の基準で按分して市町村に交付するもの。
配当割交付金	県が収納した上場株式等の配当等の一部を、一定の基準で按分して市町村に交付するもの。
株式等譲渡所得割交付金	県が収納した上場株式等の譲渡による所得等の一部を、一定の基準で按分して市町村に交付するもの。
法人事業税交付金	県が収納した法人事業税の一部を、一定の基準で按分して市町村に交付するもの。
地方消費税交付金	県が収納した地方消費税の一部を、一定の基準で按分して市町村に交付するもの。
ゴルフ場利用税交付金	県が収納したゴルフ場利用税の一部を、ゴルフ場所在市町村に交付するもの。
自動車取得税交付金	県が収納した自動車取得税の一部を、一定の基準で按分して市町村に交付するもの。
環境性能割交付金	県が収納した自動車税環境性能割の一部を、一定の基準で按分して市町村に交付するもの。
国有提供施設等所在市町村助成交付金	固定資産税の入らない土地で、自衛隊の演習場等国有提供施設によるものに対し、国が交付するもの。
地方特例交付金	児童手当及び減税に伴う地方税の減収の一部を補てんするため、国が交付するもの。
地方交付税	国が収納した地方税の一部を、地方団体間の財源の均衡化を図るため、一定の基準により国が交付するもの。
交通安全対策特別交付金	交通反則通告制度による反則金の一部を、道路交通安全施設の設置等に要する経費に充てるため、国が交付するもの。
国庫支出金	国が交付する支出金で、国庫負担金、国庫補助金及び委託金に分類される。
県支出金	県が交付する支出金で、県負担金、県補助金、委託金及び県交付金に分類される。
市債（地方債）	資金調達のために負担する債務であって、返済が年度を超えて行われるもの。地方公共団体の歳出は、地方債以外の歳入をもって賄うことが原則とされているが、将来の収益によって返済することが公平である場合等には、地方債を財源とすることができる。

★ 歳 出 ★

目的別・・・地方公共団体の経費を行政目的によって分類したもの

議会費	議会運営にかかる経費。
総務費	管理事務、企画政策、人事、財政、選挙、戸籍などにかかる経費。
民生費	障害者、高齢者及び児童に関する福祉や生活保護、保険年金など社会保障にかかる経費。
衛生費	保健衛生、清掃にかかる経費。
労働費	労働者支援、労働者福祉などにかかる経費。
農林水産業費	農業、林業の振興にかかる経費。
商工費	商工業振興、観光などにかかる経費。
土木費	道路、橋りょう、河川、港湾、市営住宅及び都市計画などにかかる経費。
消防費	消防、救急活動及び防災にかかる経費。
教育費	学校教育、社会教育及びスポーツ振興にかかる経費。
災害復旧費	災害時の復旧活動にかかる経費。
公債費	市債の返済(元金、利子)にかかる経費。
諸支出金	公営企業への繰出にかかる経費。

性質別・・・地方公共団体の経費を経済的性質を基準として分類したもの

義務的経費	人件費	職員等に対し、勤労の対価、報酬として支払われる一切の経費。
	扶助費	被扶助者に対してその生活を維持するために、生活保護法、老人福祉法、児童福祉法等に基づくもの及び市単独事業として支出される経費。
	公債費	市債の返済(元金、利子)にかかる経費。
消費的経費	物件費	賃金、旅費、需用費、役務費、委託料等の消費的性質の経費。
	維持補修費	公共施設等の効用を保全するための経費。
	補助費等	各種団体等に対する負担金、補助金及び交付金等の交付にかかる経費。
投資的経費	普通建設事業	道路、橋りょう、学校、庁舎等公共用又は公用施設の新増設等の建設事業に要する投資的経費。
	災害復旧費	災害時の復旧活動にかかる経費。
	失業対策事業費	多数の失業者が発生した際、国や地方公共団体が事業を実施し、臨時的に就職の機会を与える失業者救済事業に要する経費。
その他の経費	積立金	特定の目的のために財産を維持、又は資金を積み立てるために設けられた基金等に対する経費。
	投資及び出資金	財産運用のための投資や財団法人設立時の出捐金及び土地開発公社等への出資金に要する経費。
	貸付金	行政政策上の目的で民間等に対して必要な資金の貸付を行うために要する経費。
	繰出金	一般会計、特別会計、企業会計間で相互に支出される経費。

★ 財政指標その他 ★

実質収支	歳入歳出の差引額から翌年度に繰り越すべき財源を控除したもの。マイナスとなる場合は赤字団体であることを示す。
実質収支比率	実質収支の標準財政規模に対する比率。実質収支がマイナスの場合の当該比率は、規定数値を超えると地方債の発行が制限される。
単年度収支	当該年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引き、当該年度のみの収支を表したもの。
実質単年度収支	単年度収支に含まれる黒字要素（財政調整基金積立額、地方債繰上償還額）や赤字要素（財政調整基金積立金取崩し額）を控除したもの。
標準財政規模	地方公共団体が通常水準の行政活動を行ううえで必要な一般財源の総量を示すもので、標準税収入額等に普通交付税を加算した額。
普通交付税	地方交付税のうち主体となるもので、基準財政需要額が基準財政収入額を超える地方公共団体に対して交付されるもの。
特別交付税	地方交付税の一部で、普通交付税で補足されなかった特別の財政需要があることやその他特別な事情があることなどにより、普通交付税の額が過少であると認められる場合交付されるもの。
臨時財政対策債	地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外にも使用可能な地方債。赤字地方債とも呼ばれるもので、国の借入金が増大し、地方交付税の必要額を確保できなくなった部分を補てんする目的で創設されたもの。
標準税収入額等	地方交付税法の規定に基づき算定された基準財政収入額の中の税収入総額等。
基準財政収入額	普通交付税の算定に用いるもので、標準的な状態において徴収が見込まれる税収入を一定の方法によって算定した額。
基準財政需要額	普通交付税の算定の基礎となるもので、行政や施設維持のために必要な財政需要を一定の方法によって算定した額。
財政力指数	地方公共団体の財政上の能力を示す指数。数値が大きいほど財源に余裕があることを表す。
経常収支比率	財政構造の弾力性を示す指数。数値が高いほど財政運営が硬直化していることを表す。
経常一般財源比率	経常的に収入される一般財源の標準財政規模に対する比率。数値が高いほど一般財源に「ゆとり」があることを示す。
実質赤字比率	一般会計等の歳出に対する歳入の不足額の標準財政規模に対する比率。規定数値を超えると、改善計画の策定が義務付けられる。
連結実質赤字比率	特別会計、企業会計を含む全会計の歳出に対する歳入の不足額の標準財政規模に対する比率。規定数値を超えると、改善計画の策定が義務付けられる。
実質公債費比率	実質的な公債費に費やした一般会計等の負担額の標準財政規模に対する比率。規定数値を超えると、地方債の発行に際し総務省の許可が必要となったり、改善計画の策定が義務付けられる。
将来負担比率	将来的に負担することになっている実質的な負債相当額の標準財政規模に対する比率。規定数値を超えると、改善計画の策定が義務付けられる。
資金不足比率	公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する比率。規定数値を超えると、改善計画の策定が義務付けられる。
公債費比率	地方債の償還額の負担程度を計る指標。数値が高いほど財政構造が硬直化していることを表す。
公債費負担比率	公債費に充当された一般財源の一般財源収入総額に対する割合。数値が高いほど財政運営が硬直化していることを表す。
プライマリーバランス（基礎的財政収支）	公債費関連の歳入・歳出を除いた歳入と歳出のバランスをみるもので、財政運営を持続させるには黒字化が必要。
一般財源	財源の用途が特定されず、どの経費にも使用可能な財源で、市税、地方譲与税、地方交付税などが該当する。
特定財源	財源の用途が特定されている財源で、国庫支出金、県支出金、分担金及び負担金などが該当する。
財政調整基金	地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するための基金。
減債基金	地方債の償還を計画的に行うために積み立てる基金。
繰越明許費	事業の性質上又は予算成立後の事由により、年度内の支出が終わらない見込みのものについて、予算で定めた限度額の範囲内で翌年度に限り、繰り越して使用ができる制度。
継続費	大規模な事業計画に基づく事業等で、2ヵ年度以上にわたり支出する経費の総額及び年度割について、一括した予算として議決を受けるもの。年度ごとの執行残額については、最終年度まで繰り越して執行することが可能となっている。
債務負担行為	地方公共団体が債務を負担する行為の内容を定めたもの。将来の支出を伴うため、予算の一部として扱われる。
一時借入金	一会計年度内において、歳計現金が不足した場合にそれを補うために借り入れるもの。一時的な収支不均衡に対処するものであることから、同一年度内に償還を行う必要がある。
純資産比率	総資産に占める純資産の割合を表すもの。純資産は過去から現世代が既に負担したものであり、負債は将来世代の負担であることから、この割合が高いと、将来世代に対する負担の先送りを防いでいるといえる。
有形固定資産減価償却率（資産老朽化比率）	有形固定資産のうち、償却資産の取得価格等に対する減価償却額の割合を表すもの。この指標により、耐用年数の面において、資産の取得からどの程度経過しているかを把握することができる。
社会資本等形成の世代間負担比率	有形固定資産のうち、将来の返済等が必要な地方債による形成割合を表すもの。この指標により、有形固定資産の形成に係る将来世代の負担の比重を把握することができる。